

和指第526号
平成28年1月8日
(2016年)

各指定(介護予防)通所介護事業所 代表者 様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

介護保険制度改正に伴う地域密着型通所介護等への移行に係る手続き等について(通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)」による介護保険制度の改正により、平成28年4月1日から、利用定員18人以下の通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所(利用定員19人以上の大規模/通常規模通所介護事業所のサテライト型事業所や小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する場合を除く。)として地域密着型サービスに移行することとなります。

つきましては、地域密着型通所介護等への円滑な移行のため、必要な手続きやご留意いただきたい事項等について、別紙のとおりとりまとめましたのでお知らせします。地域密着型通所介護へ移行しない通所介護事業所についても関係のある内容が含まれますので、通所介護事業を行う全ての事業所で確認していただきますようお願いいたします。

また、手続きや留意事項等については、指導監査課ホームページ「地域密着型通所介護等への移行について」(http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/shidokansa/kaigojigyosya/index.html)にも掲載しております。あわせてご確認いただけますようお願いいたします。

なお、地域密着型通所介護に係る基準及び介護報酬等については、現在のところ厚生労働省からの通知等、確定的な情報が発出されておりません。別紙の内容について、今後変更が生じる場合がありますのでご留意ください。

本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から通知し、届出漏れのないようお願いいたします。

和歌山市 健康局
保険医療部 指導監査課
介護事業所指定班
電話 073-435-1319
FAX 073-435-1320

介護保険制度改正に伴う地域密着型通所介護等への移行に係る手続き等について

1. 地域密着型通所介護（利用定員※18人以下）に移行する事業所

※利用定員は、当該事業所において「同時に」指定通所介護の提供を受けることができる「利用者の数の上限」をさします。

(1) 介護報酬算定区分（事業所規模）の変更について

地域密着型通所介護事業所への移行後は、前年度の利用者の実績によらず「地域密着型通所介護」の算定区分となるため、「利用定員18人以下の通所介護事業所」については、これまで毎年3月に行っていた翌年度の事業所の規模の計算が今後、不要となります。

なお、平成28年4月1日からは地域密着型通所介護費を算定することになるため、地域密着型通所介護に移行する事業所は、平成28年3月15日（火）までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出する必要があります。

※「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等、提出書類の様式については、厚生労働省からの通知等、確定的な情報が発出され次第、随時、市ホームページに掲載する予定です。

(2) 地域密着型サービスに移行することにより新たに適用となる基準について

地域密着型通所介護では、地域との連携や運営の透明性を確保するため、以下の基準が新たに設けられます。

① 運営推進会議の設置

運営推進会議では、概ね6月に1回以上、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員・地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される会議の中で、事業所の活動状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける必要があります。

② 事業所運営に当たっての地域との交流

③ 事業所と同一の建物に居住するもの以外へのサービス提供に関する努力義務

(3) 他市町村の被保険者である利用者について

地域密着型サービスの利用者は事業所の所在する市町村の被保険者に限られるため、平成28年4月1日以降は和歌山市の被保険者にしかサービスの提供はできません。

ただし、平成28年3月31日時点で他市町村の被保険者が利用している場合は、当該他市町村からの指定も受けたものとみなされるため、当該利用者に限り引き続き利用することができます。なお、他の市町村からのみなし指定は当該利用者が利用を継続している間に限られるため、サービス提供を終了した場合には再度の受け入れはできませんのでご注意ください。

(4) 定款の変更について

法人の定款に地域密着型通所介護を実施する旨の記載がない場合は、定款を変更する必要があります。

ます。

<参考：株式会社などの営利法人や特定非営利法人における定款記載例>

「介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業」又は「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」等。

※「介護予防通所介護事業」については地域密着型サービスへ移行しません。しかしながら、遅くとも平成29年3月31日までは新しい総合事業へ移行されるとともに、移行後から平成30年3月31日までの間は新しい総合事業と介護予防通所介護事業が併存することとなります。あらかじめ総合事業への移行に対応するために、「介護保険法に基づく第一号通所事業」や「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」等の規定を併せて追加しておくことも可能です。

(5) 運営規程の変更について

運営規程にサービス名称や条例等が記載されている場合、運営規程の変更に伴う変更届の提出が必要となります。本来、変更があった日から10日以内の提出が必要となりますが、地域密着型通所介護への移行に伴う変更（サービス名称、遵守する条例名、通常の実施地域等の変更）に限っては、手続きの簡素化を図るため、年に1度実施している、「従業者の職種、員数及び職務内容等に係る変更届出の特例」とあわせて提出をお願いします。詳細については、後日お知らせします。

(6) 利用定員の変更について

現在、利用定員19人以上の事業所が平成28年4月1日に地域密着型通所介護のみなし指定を受けるためには、平成28年3月31日までに定員数を18人以下に変更し、変更届を提出する必要があります。本来、変更届は変更があった日から10日以内の提出が必要となりますが、平成28年3月1日～平成28年3月31日までの間に当該変更を行う事業所にあつては、平成28年3月15日（火）までに変更届を提出してください。

※平成28年4月1日以降に利用定員を19人以上に変更する場合は、地域密着型通所介護事業所の「廃止届」を提出し、通所介護事業所の「新規指定申請」を行う必要があります。

2. 通所介護事業所（利用定員※19人以上）として引き続き運営する事業所

※利用定員は、当該事業所において「同時に」指定通所介護の提供を受けることができる「利用者の数の上限」をさします。

(1) 介護報酬算定区分（事業所規模）の変更について

①小規模型通所介護費を算定している事業所

算定区分に変更が生じるため、平成28年3月15日（火）までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出する必要があります。また、「事業所規模チェック表」についてもあわせて提出する必要がありますので、ご注意ください。

※「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等、提出書類の様式については、厚生労働省からの通知等、確定的な情報が発出され次第、随時、市ホームページに掲載する予定です。

②通常規模型または大規模型通所介護費を算定している事業所

現在の通所介護費の算定区分と平成28年4月からの算定区分に変更がない場合は手続きの必要はありません。算定区分に変更が生じる場合は平成28年3月15日（火）までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、「事業所規模チェック表」を提出する必要があります。

(2) 利用定員の変更について

現在、利用定員18人以下の事業所が平成28年4月1日以降も引き続き通所介護事業所として運営するためには、平成28年3月31日までに定員数を19人以上に変更し、変更届を提出する必要があります。本来、変更があった日から10日以内の提出が必要となりますが、平成28年3月1日～平成28年3月31日までの間に当該変更を行う事業所にあつては、**平成28年3月15日（火）までに変更届**を提出してください。

※平成28年4月1日以降に利用定員を18人以下に変更する場合は、通所介護事業所の「廃止届」を提出し、地域密着型通所介護事業所の「新規指定申請」を行う必要があります。なお、利用定員19人以上の範囲で変更する場合は変更届の提出のみとなります。

3. サテライト通所介護へ移行する事業所

通所介護（大規模型・通常規模型）のサテライト事業所へ移行する場合は、**平成28年1月29日（金）までに**、主たる事業所とサテライト事業所の位置関係が分かる地図等を持参のうえ、指導監査課まで**事前相談**をしてください。（人員基準や設備基準等詳細についても、あわせてご相談ください。）

事前相談を経たうえで平成28年2月29日（月）までに、主たる事業所はサテライト事業所設置に係る「変更届」を、サテライトになる事業所は現在の小規模型通所介護事業所の「廃止届」及び「地域密着型通所介護に係るみなし指定を不要とする旨の申出書」の提出が必要となります。

4. サテライト型小規模多機能型居宅介護へ移行する事業所

サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所へ移行する場合は、**平成28年1月29日（金）までに**、指導監査課まで**事前相談**をしてください。（人員基準や設備基準等詳細についても、あわせてご相談ください。）

事前相談を経たうえで平成28年2月29日（月）までにサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所としての「新規指定申請」、現在の小規模型通所介護事業所の「廃止届」及び「地域密着型通所介護に係るみなし指定を不要とする旨の申出書」の提出が必要となります。